

# 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、東京国際空港における航空機の発着回数が増加等が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、緊急整備事業の円滑な推進を図るために必要な特別措置を定めるものとする。 (第一条関係)

## 第二 定義

この法律において「緊急整備事業」とは、滑走路、誘導路等の新設の工事等に係る事業で、国土交通大臣が当該事業が行われる区域を告示したものをいうものとする。 (第二条関係)

## 第三 資金の確保

国は、緊急整備事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。 (第三条関係)

## 第四 地方公共団体の無利子貸付け

地方公共団体は、国の空港整備特別会計に対し、緊急整備事業に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができるものとする。 (第四条関係)

## 第五 その他

無利子貸付けを受けている地方公共団体からの意見聴取等所要の規定を整備すること。（第五条関係）

## 第六 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）